

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 31 年 2 月 20 日、午後 3 時 55 分頃、君津市向郷 1558 番地 1 付近で発生した交通事故。 本市所有の普通乗合車が、走行中、前方から直進してきた相手方所有の普通貨物車の右側に接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	木更津市桜井新町二丁目 18 番 4 号 有限会社 三寿々総業 取締役 小西 孝之
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害 331,020 円のうち、165,510 円を支払う。 相手方は、本件事故に関する損害賠償金として、君津市に対し、君津市の損害 98,388 円のうち、49,194 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和元年 7 月 8 日

令和元年 8 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子